

本日討議いただきたい事項

I 今回の見直しについて

1. 検討の視点

新型コロナウイルス感染症等の影響は、サービス業を営む中小企業を含めた幅広い企業に及んでいる。危機は今後、非流動性（illiquidity）の局面から支払不能（insolvency）の局面に移行するとの指摘もある。また、ポストコロナに向けて、企業は、デジタル・トランスフォーメーションの進展やサプライチェーンの再構築、サービス提供の非対面化などの構造変化に対して、ビジネスモデルを転換しつつ的確に対応していく必要がある。

銀行は、その「目利き力」やコンサルティング能力を強化し、実体経済の回復や、構造変化に対応するための企業の取組みを力強く後押しし、さらには、少子高齢化や人口減少に直面する地域社会の課題解決に積極的な役割を果たすことが求められている。

今回の銀行制度等のあり方の検討は、現行制度の趣旨を踏まえつつ、銀行が、適切なガバナンスの下で経営資源を投入し、上記の役割を果たすことを促す観点から行うという考え方について、どう考えるか。

2. 子会社・兄弟会社業務範囲規制〔銀行業高度化等会社〕

銀行業高度化等会社（以下「高度化等会社」）は、

- 個別の認可審査において、①出資が全額毀損した場合でも銀行等の財産・損益が良好であると見込まれること、②優越的地位の濫用の著しいおそれがないこと、③利益相反取引の著しいおそれがないこと、を確認することを前提とした上で、
- 従来「他業」と整理されてきた業務をも営むことを認めた、ものである。

この高度化等会社に関し、以下の点をどう考えるか。

- (1) 上記①～③は、高度化等会社の認可基準にのみ存在する要件である。これらは、高度化等会社が、法文上「他業」を含めた多様な業務を営みうることなどから、規定されたものである。他方、実際に高度化等会社に係る認可を受けた会社の業務の中には、他業リスクや優越的地位の濫用、利益相反取引の著しいおそれがあるとは認められないと考えられる業務（以下「一定の種類の業務」）も存在すると考えられる。こうした「一定の種類の業務」を営む高度化等会社については、個別認可において、今後も継続して上記①～③を確認する必要はないとも考えられる。

銀行が、デジタル化等に可能な限り迅速に対応できるようにする観点から、高度化等会社のうち、「一定の種類の業務」を営むものに関して認可基準を緩和することについて、どう考えるか。

- (2) さらに、「一定の種類の業務」を、財務健全性やガバナンスが一定の水準以上であると考えられることについて認可（包括認可）を受けた銀行グループが、銀行（本体）へのリスク遮断に相対的に優れる兄弟会社において営む場合に関しては、個別認可を不要とすることも考えられるが、どう考えるか。
- (3) 高度化等会社は、法文上幅広い業務を営みうると考えられ、その制度は、銀行の創意工夫を促す観点からも重要であると考えられる。銀行が、地方創生等に資する幅広い業務に主体的に取り組むことを後押しする観点から、「一定の種類の業務」以外については個別認可の際に上記①～③を確認することは前提とした上で、高度化等会社に係る法文に、地方創生等に資する業務を追加することについて、どう考えるか。

3. 議決権取得等制限（5%・15%ルール）

議決権取得等制限は、銀行・銀行グループに課された業務範囲規制の趣旨が、一般事業会社の議決権の取得・保有により没却することを防ぐためのものである^(注)と考えられる。ただし、投資専門会社を通じたベンチャービジネス会社や事業再生会社への出資などは、相応の政策的合理性が認められるものとして、議決権取得等制限の例外とされている。

(注) 独占禁止法（競争政策の観点から、銀行等による議決権の取得等を制限していると考えられる）とは趣旨を異にしていると考えられる。

この議決権取得等制限の例外に関し、以下の点をどう考えるか。

(1) 投資専門会社の機能強化

ベンチャービジネス会社や事業再生会社などへの出資は、銀行（本体）へのリスク遮断の観点から、投資専門会社経由で行うことが基本とされている。現行制度上、投資専門会社の業務範囲は、出資等とそれに附帯する業務に限定されている。

銀行は、その「目利き力」やコンサルティング能力を強化し、今後、ビジネスモデルの転換支援を含めた企業支援に積極的に取り組んでいくことが求められている。こうした中、銀行が投資専門会社に経営資源を投入し、出資と併せて、コンサルティングをはじめとする経営改善・事業再生支援などを一体的に行うことができるよう、投資専門会社の業務範囲を拡充することについて、どう考えるか。

(2) 企業のライフサイクルに応じた柔軟な出資を可能とするための措置

① 新たな事業分野を開拓する会社（ベンチャービジネス会社）

銀行は現行制度上も、一定の要件を満たすベンチャービジネス会社への出資が可能である。一方で、その「一定の要件」として、設立・第2創業から一定期間を経過していないことに加え、総収入に占める試験研究費の割合が一定以上であることなどを求めている。

これに関して、銀行による出資を通じ、サービス業を含めた様々な業態において中小企業による新たな事業分野の開拓を幅広く支援する観点から、設立・第2創業から一定期間を経過していないことを要件とする枠組みは維持しつつ、ベンチャービジネス会社に係る他の要件を緩和することが考えられるが、どう考えるか。

② 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社（事業再生会社・事業承継会社）

銀行は現行制度上も、一定の要件を満たす事業再生会社・事業承継会社への出資が可能である。

このうち事業再生会社については、現行制度上、民事再生法に基づく再生計画認可決定を受けた会社であることなどが要件とされており、財務状況が相当程度悪化した会社が主な対象とされている。この点、銀行が早期に経営改善・事業再生支援に関与することを可能とする観点から、事業再生会社の要件を緩和すべきとも考えられるが、どう考えるか。

また、事業承継会社をめぐっては、少子高齢化の進展を背景に事業承継支援のニーズは一層高まると考えられ、銀行は今後、様々な企業に対する支援を柔軟に行っていく必要がある。さらに、事業承継の機会を捉えて経営改善を図ろうとする企業も多くある中、事業承継会社の議決権の保有可能期間等に係る要件を事業再生会社と同程度にまで緩和することについて、どう考えるか。

③ 地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社（地域活性化事業会社）

銀行は現行制度上も、事業の集約や再構築などにより地域経済を再生させる「面的再生」に取り組む企業（地域活性化事業会社）の議決権を、最大で50%取得することが可能である。

地域の面的再生に向けた取組みは、今後さらに重要性を増すと考えられるところ、銀行が、地域活性化事業会社に一層柔軟に出資できるようにすることが考えられる。このため、地域活性化事業会社のうち非上場のものについては、ベンチャービジネス会社や事業再生会社・事業承継会社と同様に、最大で100%の議決権取得を認めることが考えられるが、どう考えるか。

II 機能別・横断的な将来の金融規制体系を見据えた留意点について

金融審議会の金融制度スタディ・グループが2018年6月にとりまとめた「中間整理」は、金融サービスと非金融サービスとの間の境界が曖昧になる中、業務範囲規制をはじめとする銀行・銀行グループに係る既存の重厚な規制群について、機能別・横断的な金融規制体系の考え方に照らして過剰となっている部分があれば適切に改めていく必要性を指摘している。

今回の見直しを行うにあたり、将来の金融規制体系を見据えて留意すべき点について、どう考えるか。

(以上)